

議案第36号

クリーニング業法施行条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月15日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(営業者が講ずべき措置)

第3条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にすること。

洗濯物は、その受け取り、引渡し及び運搬においても、洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものとに区分して取り扱うこと。

洗濯物を処理する場所又は格納する容器は、随時薬品で消毒すること。

霧吹き作業には、噴霧器を使用すること。

法第3条第3項第5号の洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための容器を備えること。

食品の販売、調理等を行う営業施設その他相互に汚染する可能性のある営業施設と同一施設内に洗濯物の受け取り及び引渡しのための施設を設ける場合は、当該施設の境界に壁、板その他適当な物により障壁を設けること。

ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、次の措置を講ずること。

ア 貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止する

ことができる構造とすること。

イ 貯蔵用タンク等は、密閉することができ、かつ、耐溶剤性の容器とすること。

ウ 排液処理装置を設置すること。

エ 溶剤蒸気回収装置を設置すること。

オ 蒸留残さ物等の保管場所及び保管容器は、ア及びイに準ずること。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

クリーニング業法の一部改正により、クリーニング所事業者の講ずべき衛生措置に関する基準等について区の条例で定めることとされることに伴い、当該基準等を定める必要がある。